兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目（甲子園浜出入口）までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合を除く。	6.0km以下	300円 (120円)	150円 (60円)
	6.0km超～12.0km以下	500円 (320円)	250円 (160円)
	12.0km超～18.0km以下	700円 (520円)	350円 (260円)
	18.0km超～24.0km以下	900円 (720円)	450円 (360円)
	24.0km超	1100円 (920円)	550円 (460円)
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km以下	440円	220円
	6.0km超～12.0km以下	640円	320円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する場合	利用距離にかかわらず	720円	360円

③　割引を適用する区間

イ　兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間又は兵庫県道高速大阪西宮線若しくは大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合を除く。

ロ　大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部若しくは一部の区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港ＪＣＴ）から大阪市此花区島屋（島屋出入口）までの区間の全部若しくは一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

⑹　ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

下表左欄に掲げる路線（下表に掲げる区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみを通行する場合に限る。）と下表右欄に掲げる西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行するＥＴＣ車。

路　線	区　間	路　線
大阪府道高速大阪池田線 兵庫県道高速大阪池田線	豊中南（名神）(北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道 西宮線
大阪府道高速大阪松原線	松原ＪＣＴから平野出入口	高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪ＪＣＴから第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線	西宮ＩＣから芦屋出入口まで	高速自動車国道中央自動車道 西宮線
兵庫県道高速神戸西宮線	月見山（第二神明）から柳原出入口まで	一般国道２号(第二神明道路)
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口ＪＣＴから西宮山口南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路２号線	布施畑ＪＣＴから永井谷出入口、しあわせの村出入口又は白川南出入口まで	一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷ＪＣＴから前開出入口まで（ただし、伊川谷ＪＣＴから永井谷ＪＣＴまでの区間のみを通行する場合を除く。）	一般国道２号(第二神明道路)
大阪府道高速湾岸線	りんくうＪＣＴから貝塚（南行）出入口まで	一般国道481号（関西国際空港連絡橋）又は高速自動車国道関西国際空港線

②　割引額

普通車　100円

大型車　200円

③　実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間

⑺　西線内々利用割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路２号線、兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間に限る。）における出入口を起着点として通行し、かつ、その利用距離が６キロメートルを超えるＥＴＣ車。ただし、記３⑵の区間のみを通行する自動車を除く。

②　割引額

普通車　100円

大型車　200円

③　実施する期間

平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間

⑻　池田線端末区間割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

②　割引額

割引額は、普通車については200円、大型車については400円とする。ただし、ＥＴＣ車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合においては、同表の割引額を併せて適用する。なお、同表の区分及び時間帯の適用は、入口を通行する時間を基準とする。

区　分	時　間　帯	割　引　額	
		普通車	大型車
平日 （月曜日～金曜日）	６：00以後～９：00前	150円	300円
	17：00以後～20：00前		

㈱　平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日及び年末年始（12／31、１／２、１／３）をいう。）を除く。